

国立天文台プロジェクト評価委員会規則

平成16年 7 月 22 日

国天規則 第 30 号

(設置)

第 1 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程（平成16年自機規程第17号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、国立天文台運営会議（以下「運営会議」という。）に、プロジェクト評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、台長の諮問について答申し、又は台長に意見を具申する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項
- 二 プロジェクト室等の設置改廃に関する事項
- 三 その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は副台長（総務担当）及び10人以内の委員をもって組織する。

(委員の委嘱等)

第 4 条 委員は、天文台の研究教育職員のうちから台長が指名し、又は大学の教員及びその他の者のうちから台長が委嘱する。

2 台長が天文台の研究教育職員のうちから指名する委員と大学の教員及びその他の者のうちから委嘱する委員の数は、ほぼ同数とする。

3 台長は、委員を指名又は委嘱したときは、運営会議に報告するものとする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、副台長（総務担当）をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(小委員会等)

第 7 条 委員会に、第 2 条第 2 項に掲げる事項のうち特定のものについて調査審議する

ため、小委員会又はワーキング・グループ（以下「小委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 小委員会等は、委員会の委員長の推薦に基づき、台長が指名又は委嘱する委員会の委員及び台長が指名又は委嘱する次の者をもって組織する。
 - 一 天文台の職員
 - 二 大学の教員
 - 三 前各号に掲げる以外の者（議事）

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- （評価作業部会）

第9条 委員会に、第2条第2項第1号に掲げる事項について調査審議するため、評価作業部会を置く。

- 2 評価作業部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 委員
 - 二 幹事会議構成員のうち、教授又は特任教授（委員以外の者の出席）

第10条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

- 2 前項の定めによらず、前条第2項第2号に掲げる者は、委員会に出席し意見を述べることができる。
- （事務）

第11条 委員会の事務は、事務部総務課において処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。